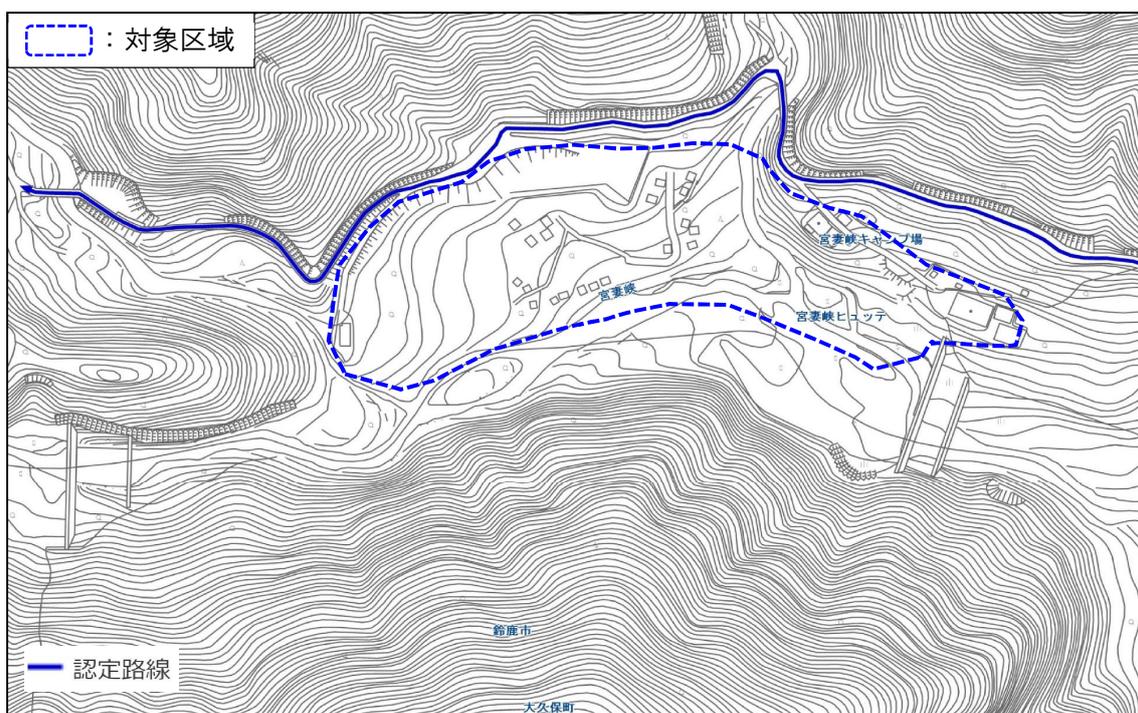


インフラ整備の状況

(1) 道路

再整備の対象区域の北側に市道認定道路（水沢宮妻峽線）があることを確認した。

また、四日市市都市整備部建築指導課に照会を行った。照会の結果、対象区域は都市計画区域外であり建築基準法第 41 条の 2 に基づき、建築基準法第 43 条の接道義務が生じないことを確認した。



資料：四日市市公開型 GIS

図 認定道路網図

建築基準法第 41 条の 2 (適用区域)

この章（都市計画区域等における建築物の敷地、構造、建築設備及び用途、第八節を除く。）の規定は、都市計画区域及び準都市計画区域内に限り、適用する。

建築基準法第 43 条 (敷地等と道路との関係)

建築物の敷地は、道路に二メートル以上接しなければならない。

(2) 上水

宮妻峡（宮妻峡ヒュッテ、バンガロー・キャンプ場）では、内部川から取水し沈砂池、受水槽を経由する系統と沈砂池から直接宮妻峡バンガロー・キャンプ場へ配水される系統の2系統となっている。

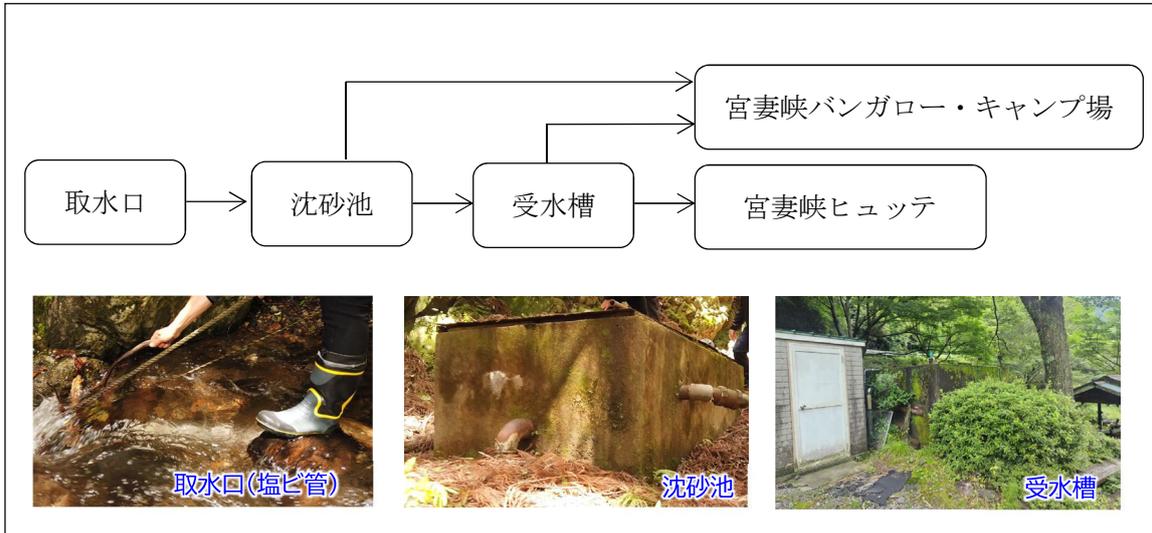


図 配水系統の概略図

(3) 下水

宮妻峡（宮妻峡ヒュッテ、バンガロー・キャンプ場）では、水洗トイレが整備されており、浄化槽により下水処理が行われている。



(4) 電気

宮妻峡（宮妻峡ヒュッテ、バンガロー・キャンプ場）では、電柱から引き込み供給されている。

(5) ガス

再整備の対象区域では、周辺にガス管は埋設されていない。